

大分県RORO船利用促進助成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は「東の玄関口拠点化戦略」を推進し、大分県の港湾が国内物流の幹線経路になることの物流拠点化を進める上で、核となる定期RORO船航路の利用を促進するため、新たに大分県の港湾発のRORO船を利用してモーダルシフトに取り組む運送事業者が、RORO船航路を反復継続して利用する意志を持って、実際の輸送により事業を実施する際に要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「運送事業者」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条に規定する国土交通大臣の許可を受けた者をいう。
- (2) 「RORO船航路」とは、大分県の港湾を出発する定期RORO船航路をいう。
- (3) 「県内定期航路」とは、大分県内の港を出発する定期RORO船・フェリー・コンテナ航路をいう。
- (4) 「シャーシ等」とは、貨物輸送で使用される車輛、被けん引車（荷台）及び商品として輸送される完成車輛をいう。

(補助対象者)

第3条 本補助金の補助対象者は運送事業者とする。ただし、大分県内の港を出発する定期RORO船を新たに利用する運送事業者に限る。

(補助対象経費及び補助額)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助額は、次のとおりとする。

補助対象経費	RORO船航路を利用するのに要した船賃。 ただし、県内定期航路（フェリーを含む）からの利用転換及び県が実施する他の補助事業の対象となる場合を除く。
補助額	①金額：シャーシ等 1台 7万円 (消費税抜き：燃料油価格変動調整金を含む) ※船賃が7万円に満たない場合は、その額とする。 ※補助金交付台数の上限は、12台とする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（別紙）
 - (2) 事業計画書（第2号様式）
 - (3) 収支予算書（第3号様式）
 - (4) 輸送試験予定証明書（第4号様式）
 - (5) その他知事が必要と認める書類
- 2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第2号、第3号及び第6号に掲げる事項とする。

（補助条件）

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第6号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
なお、事業者の責めに帰すことの出来ない理由による中止（廃止）の場合は、予算の範囲内で再申請を認める。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して10年間整備保管すること。
 - (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。
 - (6) 事業者は、試験結果を活用し、可能な限り大分港を発着する定期ROR船航路を利用した貨物輸送に努めること。
 - (7) その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。
- 2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。
- (1) 補助対象経費増減 20パーセント以内
 - (2) 輸送試験実施日の延期 1カ月以内

（補助金の交付決定の通知）

第7条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（第7号様式）により行うものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第8条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(補助金の交付方法)

第9条 この補助金は、精算払の方法により交付する。

(補助金の交付請求)

第10条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書(第9号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(第10号様式)
- (2) 収支精算書(第11号様式)
- (3) 輸送試験実績証明書(第12号様式)
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第12条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書(第13号様式)により行うものとする。

(書類の提出部数等)

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるところによる。

附則

この要綱は、令和2年度の予算に係る大分県RORO船利用促進助成事業費補助金から適用する。

この要綱は、令和5年度の予算に係る大分県RORO船利用促進助成事業費補助金から適用する。

第1号様式（第5条関係）

年度大分県RORO船利用促進助成事業費補助金交付申請書

年 月 日

大分県知事 殿

所在地
氏名

年度において、下記のとおり大分県RORO船利用促進助成事業を実施したいので、補助金 円を交付されるよう、大分県RORO船利用促進助成事業費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業完了予定年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 誓約書（別紙）
- (2) 事業計画書（第2号様式）
- (3) 収支予算書（第3号様式）
- (4) 輸送試験予定証明書（第4号様式）
- (5) その他知事が必要と認める書類

担当者氏名：

連絡先電話番号：

(別紙)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
- 3 県内定期航路からRORO船航路への利用転換を目的とした輸送試験ではありません。

年 月 日

大分県知事 殿

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所 _____

(ふりがな)

氏 名 _____

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日(男・女) _____

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

第2号様式（第5条関係）

事業計画書

1 事業日程及び事業の内容

事業名	大分県RORO船利用促進助成事業		
事業日程	始期	年 月 日	～ 終期 年 月 日
事業（輸送試験）の内容 （輸送しようとする貨物の種類、輸送先等について、簡潔に記入してください。）			
利用する区間	港～ 港		
輸送する貨物の予定	トラック (単車)	全長 8m以上12m未満	台
		全長 6m以上 8m未満	台
		全長 6m未満	台
	トレーラー	全長 8m以上	台
		全長 8m未満	台
	合計（補助対象は最大12台）		台

2 事業に要する経費

事業に要する経費	補助対象経費（船賃）	円
----------	------------	---

（備考）

行が不足する場合は、適宜継ぎ足して使用すること。

利用する区間が複数ある場合には、「利用する区間」ごとに「当該年度中に輸送する予定の貨物量」及び「事業に要する経費」を作成すること。

第3号様式（第5条関係）

収 支 予 算 書

1 収入

項 目	予 算 額	備 考
県費補助金	円	台分
計	円	

2 支出

項 目	予 算 額	備 考
船 賃	円	台分
計	円	

第4号様式（第5条関係）

輸送試験予定証明書（交付申請用）

大分県知事 様

所在地
氏名
（担当者氏名）
（連絡先電話番号）

No.	予定日	利用航路	車輛	台数	船賃 (円/台)
1	月 日				
2	月 日				
3	月 日				
4	月 日				
5	月 日				
6	月 日				
7	月 日				
8	月 日				
9	月 日				
10	月 日				
11	月 日				
12	月 日				

合計

--	--

上記のとおり、輸送予定であることを証明します。

令和 年 月 日

所在地
船社名
氏名
（担当者氏名）
（連絡先電話番号）
印

（備考）

本証明書は、船社の証明印が押印されたpdf書類可

第5号様式（第6条関係）

年度大分県RORO船利用促進助成事業変更承認申請書

年 月 日

大分県知事 殿

所在地
氏名

年 月 日付け港第 号で交付決定通知のあった 年度大分県RORO船利用促進助成事業について、下記のとおり変更したいので承認されるよう、大分県RORO船利用促進助成事業費補助金交付要綱第6条第1項第1号の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 事業完了予定年月日 年 月 日

3 添付書類（内容に応じて添付）

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 輸送試験予定証明書（第4号様式）

担当者氏名： 連絡先電話番号：

（備考）

変更の場合は、内容に応じて各種様式（第2号～第4号）を改めて作成すること。なお、作成の際は、変更前と変更後が比較対照できるよう、変更部分を二段書きにし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

第6号様式（第6条関係）

年度大分県RORO船利用促進助成事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

大分県知事 殿

所在地
氏名

年 月 日付け港第 号で交付決定通知のあった 年度大分県RORO船利用促進助成事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので承認されるよう、大分県RORO船利用促進助成事業費補助金交付要綱第6条第1項第2号の規定により申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（又は廃止の期日）
- 3 中止（廃止）後の措置

担当者氏名： 連絡先電話番号：

第7号様式（第7条関係）

年度大分県RORO船利用促進助成事業費補助金交付決定通知書

港 第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった 年度大分県ROR
O船利用促進助成事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定しまし
たので、大分県RORO船利用促進助成事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知
します。

記

1 補助対象経費 金 円

2 補助金の交付決定額 金 円

3 補助条件

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止（廃止）する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第6号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
なお、事業者の責めに帰すことの出来ない理由による中止（廃止）の場合は、予算の範囲内で再申請を認める。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して10年間整備保管すること。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。
- (6) 事業者は、試験結果を活用し、可能な限り大分港を発着する定期RORO船航路を利用した貨物輸送に努めること。
- (7) その他、大分県補助金等交付規則及び大分県RORO船利用促進助成事業費補助金交付要綱の定めに従うこと。

（備考）

要綱第6条第1項の規定による補助事業変更等承認申請書（第5号様式）に基づき変更交付決定をする場合は、この様式中「交付決定通知書」を「変更交付決定通知書」に、「交付申請」を「変更承認申請」に、「交付」を「変更交付」にそれぞれ読み替えるものとし、記の1及び2については、変更前をかつこ書きで上段に記載すること。

第8号様式（第10条関係）

年度大分県RORO船利用促進助成事業費補助金交付請求書

年 月 日

大分県知事 殿

所在地
氏名

年 月 日付け港第 号で交付決定通知のあった 年度大分県RORO船利用促進助成事業費補助金 円を精算払の方法により交付されるよう、大分県RORO船利用促進助成事業費補助金交付要綱第10条の規定により請求します。

記

1 事業名 大分県RORO船利用促進助成事業

補助金交付 決定額	今回請求額	事業完了 年月日	備考
円	円		

2 振込先口座

金融機関名	本支店名	預金 種別	口座番号	口座名義人 (カタカナ表記)
		普通 当座		

担当者氏名：
連絡先電話番号：

第9号様式（第11条関係）

年度大分県RORO船利用促進助成事業実績報告書

年 月 日

大分県知事 殿

所在地
氏名

年 月 日付け港第 号で交付決定通知のあった 年度大分県RORO船利用促進助成事業について、下記のとおり実施したので、大分県RORO船利用促進助成事業費補助金交付要綱第11条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

1 事業の効果

(1) 試験の評価

(2) 今後の利用見込み（有・無：下記に、その理由）

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

(1) 事業実績書（第10号様式）

(2) 収支精算書（第11号様式）

(3) 輸送試験実績証明書（第12号様式）

(4) その他知事が必要と認める書類

担当者氏名：

連絡先電話番号：

事業実績書

1 事業日程及び事業の内容

事業名	大分県RORO船利用促進助成事業			
事業日程	計画 始期	年 月 日	～ 終期	年 月 日
	実績 始期	年 月 日	～ 終期	年 月 日
事業（輸送試験）の内容 （輸送した貨物の種類、輸送先等について、簡潔に記入してください。）	①出発地（ ）→到着地（ ） ②輸送のルート ③運送事業者名及び所要時間 ④試験により確認した事項 温度 振動 破損 時間 その他（ ）			
利用した区間	港～ 港			
輸送した貨物の実績	トラック (単車)	全長 8m以上12m未満	計画	台
			実績	台
		全長 6m以上 8m未満	計画	台
		実績	台	
	トレーラー	全長 6m未満	計画	台
			実績	台
		全長 8m以上	計画	台
		実績	台	
	全長 8m未満	計画	台	
		実績	台	
	合計（補助対象は最大12台）		計画	台
			実績	台

2 事業に要した経費

事業に要した経費	補助対象経費（船賃）	計画	円
		実績	円

（備考）

行が不足する場合は、適宜継ぎ足して使用すること。

利用した輸送機関又は区間が複数ある場合には、「利用した区間」ごとに「当該年度に輸送した貨物の実績」及び「事業に要した経費」を作成すること。

第 1 1 号様式 (第 1 1 条関係)

収 支 精 算 書

1 収入

項 目	精算額	予算額	増減	備 考
県費補助金	円	円	円	台分
計	円	円	円	

2 支出

項 目	精算額	予算額	増減	備 考
船 賃	円	円	円	台分
計	円	円	円	

第12号様式（第11条関係）

輸送試験実績証明書（実績報告用）

大分県知事

様

所在地

氏名

（担当者氏名）

（連絡先電話番号）

No.	利用日	利用航路	車輦	台数	船賃 (円/台)
1	月 日				
2	月 日				
3	月 日				
4	月 日				
5	月 日				
6	月 日				
7	月 日				
8	月 日				
9	月 日				
10	月 日				
11	月 日				
12	月 日				

合計

--	--

上記のとおり、輸送したことを証明します。

令和 年 月 日

所在地
船社名

氏名

（担当者氏名）

（連絡先電話番号）

印

（備考）

本証明書は、船社の証明印が押印されたpdf書類 可

第13号様式（第12条関係）

年度大分県RORO船利用促進助成事業費補助金の額の確定通知書

港 第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で提出のあった 年度大分県RORO船利用
促進助成事業実績報告書に基づき、 年 月 日付け港第 号による交付決
定通知に係る補助金の額 円については、金 円に確定したので、
大分県RORO船利用促進助成事業補助金補助金交付要綱第12条の規定により通知しま
す。